

豊中市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領

第1 趣 旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項に基づく鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に関する被害の防止の目的、第7条の2に掲げる第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的で行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の許可に係る事務の取扱いについては、法、同法施行規則、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例及び法第4条の規定に基づき大阪府が定める大阪府鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）の規定によるもののほか、この要領による。

第2 基本的考え方

有害鳥獣捕獲の許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

第3 許可申請等

1 許可申請者

有害鳥獣捕獲の許可申請は、野生鳥獣により被害を受けた者（以下「被害者」という。）又は被害を受けた者から依頼された者（以下「被依頼者」という。）が行う。

なお、許可申請者のうち、国、地方公共団体及び環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業共同組合連合会）は、その者の監督の下に有害鳥獣捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を申請することができる。

2 許可申請手続

有害鳥獣捕獲の許可申請者は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出する。

- (1) 複数の者で許可申請を行う場合は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（様式第2号）
- (2) 従事者証の交付を受けようとする場合は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿（様式第2号）
- (3) 許可申請者が被依頼者の場合、被害者からの有害鳥獣捕獲依頼書（様式第3号）
- (4) 有害鳥獣捕獲申請に係る被害状況調査書（様式第4号）
- (5) 捕獲実施計画書（様式第5号）
- (6) 捕獲実施区域図（市町村管内図等を用いて、被害地及び捕獲実施区域がわかるようにすること。また、わなを用いて捕獲する場合は、わなの設置位置を図示すること。）
- (7) 被害写真等その他市長が特に必要と認める書類

ただし、生活環境汚染防止のため、被害者が簡易捕獲器を用いて、カワラバト（ドバト）、イタチ等の許可を申請する場合は、(4)、(5)、(6)を省略することができる。

第4 許可基準

市長は、次に掲げる項目及び別途定める審査基準により申請書等を審査し、適当と認められたときは、許可証（様式第6号）又は従事者証（様式第7号）（以下「許可証等」という。）を交付する。

なお、市長は、許可に際して条件を付することができるとともに、必要と認める場合には助言、勧告等の指導を行うことができる。

- 1 被許可者又は従事者（以下「被許可者等」という。）
- 2 被許可者等の数
- 3 捕獲対象鳥獣等
- 4 捕獲期間
- 5 捕獲区域
- 6 捕獲方法
- 7 その他留意事項

第5 許可の取り消し

市長は、捕獲等の許可を受けた者又は従事者が、法の規定に違反するなど適当でないと認める場合には、許可を取り消すことができる。

第6 許可証等の返納

許可証等の交付を受けた者は、許可の有効期間が満了したときは、許可証等の報告欄に必要な事項を記入のうえ、期間満了後30日以内に許可証等を市長に返納する。

第7 報告の徴収

市長は、有害鳥獣捕獲の適正な執行を確保し鳥獣の保護及び管理を図るため、有害鳥獣捕獲の許可を受けた者から、捕獲等個体の種毎に性別や捕獲地点等必要な事項について、報告（様式第8号）を求めることができる。

第8 許可証の再交付

- 1 許可証の交付を受けた者が、これを亡失又は滅失したときは、市長に申請（様式第9号）を行い、再交付を受けることができる。
- 2 許可証の交付を受けた者は、その住所又は氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、2週間以内に市長に届け出（様式第9号）をしなければならない。
- 3 許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、遅滞なく市長に届け出（様式第9号）をしなければならない。ただし、再交付の申請をした場合は、この限りでない。

第9 従事者証の再交付

- 1 従事者証の交付を受けた法人が、これを亡失又は滅失したときは、市長に申請（様式第9号）を行い、再交付を受けることができる。
- 2 従事者証の交付を受けた法人は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があったときは、2週間以内に市長に届け出（様式第9号）をしなければならない。
- 3 従事者証の交付を受けた法人は、これを亡失したときは、遅滞なく市長に届け出（様式第

9号)をしなければならない。ただし、再交付の申請をした場合は、この限りでない。

第10 その他

この要領によりがたい場合は、その都度所轄警察署長及び大阪府北部農と緑の総合事務所長と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成22年 3月 5日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 9月15日から施行する。

この要領は、平成27年 5月29日から施行する。

豊中市鳥獣捕獲許可に係る審査基準

I 有害鳥獣の捕獲を目的とする場合

1. 方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

2. 許可基準

有害鳥獣の捕獲の許可をする場合は、特別な事由がない限り、次の基準による。

ア 許可対象者

有害鳥獣捕獲の許可申請は、野生鳥獣により被害を受けた者（以下「被害者」という。）又は被害を受けた者から依頼された者（以下「被依頼者」という。）が行う。

なお、許可申請者のうち、国、地方公共団体及び環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業共同組合連合会）は、その者の監督の下に有害鳥獣捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）を置くことができる。

イ 被許可者又は従事者（以下「被許可者等」という）

被許可者等は、原則として次の（1）から（3）までの条件を満たす者とする。
ただし、次の(a)、(b)の場合を除く。

- (a) 生活環境汚染防止のため、被害者又は被依頼者が簡易捕獲器を用いて、カワラバト（ドバト）、イタチ等の許可を申請する場合。
- (b) 被害を受けている農林業従事者で現に有効な狩猟免許を有する者が、自己の所有又は管理する農林地内で銃器を使用せず、わな又は網を使用した捕獲許可を申請する場合
 - (1) 豊中市に居住し、必要に応じ出動できる者。
 - (2) 当該年度又は前年度に当該申請の捕獲方法に該当する大阪府の狩猟者登録を受けかつ現に有効な当該狩猟免許を有する者で、(社)大阪府猟友会支部長が見識、経験年数等を考慮して推薦したもの。
 - (3) 前2号により従事者を確保できない場合は、これに準ずるもので(社)大阪府猟友会長から推薦を受けた者。

ウ 被許可者等の数

被許可者等の数は、捕獲の目的を達成するために必要な最小限の人員とする。

エ 捕獲許可対象鳥獣等

- (1) 有害鳥獣捕獲の対象となる種は、現に被害を発生させ、又はそのおそれのある種で次に定めるものとする。

カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ（オス）、チョウセンイタチ（オス）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ、ニホンザル、イタチ（メス）、チョウセンイタチ（メス）

- (2) 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するために巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取する場合を原則とする。
- (3) 次表左欄に掲げる鳥獣の捕獲数は、原則として右欄に掲げる数を捕獲許可1回あたりの上限とし、その他の鳥獣については、別途大阪府知事と協議するものとする。

なお、大阪府が法第7条の2の規定により定めた第二種特定鳥獣管理計画において第二種特定鳥獣とされている鳥獣については、当該計画に基づき別に定める。

種 名	頭羽数
スズメ 網	3, 000 羽
ムクドリ	1, 000 羽
カワラバト（ドバト）	1, 000 羽
ヒヨドリ	200 羽
カラス	200 羽
キジバト	200 羽
イタチ・チョウセンイタチ	10 頭

オ 捕獲期間

- (1) 捕獲期間は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲等を実施することができる時期で、地域の実情に応じた捕獲等を無理なく完遂できる必要最小限かつ適切な期間とし、わな、網等の法定猟具を使用する場合は3ヶ月、簡易捕獲器を使用する場合は6ヶ月を限度とする。
- (2) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるように考慮する。
- (3) 狩猟期間及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応する。
- (4) 上記(1)～(3)にかかわらず、第二種特定鳥獣管理計画の対象となっている鳥獣の捕獲期間は、年間を通して許可できるものとする。

カ 捕獲区域

捕獲等を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて、被害の発生地域及びその隣接地等を対象とする必要最小限の範囲とする。

キ 捕獲方法

- (1) 捕獲の方法は、過去の捕獲実績や現地の実情を考慮して、鳥獣の種に応じ適正な猟具を使用するものであること。
- (2) 法第36条で禁止されている猟具、猟法を用いることは認めない。
- (3) 銃による捕獲は禁止とする。ただし、緊急の必要がある場合及び法第9条第1項の許可を受けた場合においては、この限りでない。

ク その他留意事項

- (1) 市長は、有害鳥獣捕獲の許可の内容について、大阪府北部農と緑の総合事務所長、所轄警察署長及び大阪府鳥獣保護員に通知（生活環境汚染防止のため、被害者又は被依頼者が簡易捕獲器を用いて、カワラバト、イタチ等を捕獲等する場合を除く。）する。
- (2) 捕獲等の許可を受けた者は、捕獲等に伴う危険（事故）の発生を未然に防止する。特に、銃器を使用する場合には、その都度所轄警察署や地元自治会等へ事前に連絡を行うなど安全確保に万全を期す。
- (3) わな、網等を使用する場合は、猟具ごとに捕獲許可を受けた者の住所、氏名、許可番号、捕獲期間及び捕獲許可鳥獣名を明記した標識を装着するとともに、注意の喚気のための看板設置や定期的な巡視等を行い、猟具の適正な管理に努める。また、捕獲期間が満了したときは、直ちに猟具の撤去を行う。
- (4) 万一の事故に備え、捕獲等の許可を得ようとする者は、緊急時の連絡体制及び出動体制を関係機関と協議するなどにより整備するとともに、被害者への賠償が可能となるよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第67条各号に掲げる損害保険契約等のうちいずれかに加入等を行うこと。（生活環境汚染防止のため、被害者又は被依頼者が簡易捕獲器を用いて、カワラバト、イタチ等を捕獲等する場合を除く。）

Ⅱ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした捕獲等の場合

1. 方針

第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした捕獲等の許可は、以下の許可基準による他、同計画が適性に達成されるよう行う。

2. 許可基準

ア 許可対象者及び被許可者等

有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。

なお、I 2イ(b)の場合(被害を受けている農林業従事者で現に有効な狩猟免許を有する者が、自己の所有又は管理する農林地内で銃器を使用せず、わな又は網を使用した捕獲許可を申請する)は、Ⅱの目的による捕獲許可の対象者としなない。

イ 鳥獣の種及び員数

捕獲数は、第二種特定鳥獣管理計画の目的の達成のために適切かつ合理的な頭羽数であること。

ウ 期間

1年以内で目的の達成のために必要な期間とする。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため必要かつ適切な区域とする。

オ 方法

有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。